

## 職員の懲戒処分について

令和元年8月20日付で地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1. 処分日

令和元年8月20日

### 2. 処分の内容

免職

### 3. 処分の事由

被処分者は、令和元年7月6日(土)18時頃、勤務する事務所内において、金庫からスポーツ少年団への激励金10万円を窃取し、自らの借金の返済などに使用した。この行為は、地方公務員法第32条及び第33条の規定に違反する。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき処分するものである。(10万円は既に弁済されている。)

### 4. 被処分者の情報

浅口市教育委員会事務局生涯学習課主事 26歳

### 5. 管理監督責任

上記職員の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として以下の処分を行いました。

- ・ 戒告 浅口市教育委員会事務局生涯学習課課長 48歳

本件に関する問合せ

浅口市教育委員会事務局教育総務課

TEL: 0865-44-7023